東広島市議会基本条例検証結果報告書

令和2年12月

1 概要

東広島市議会基本条例第29条に基づき、議会運営委員会において、本条例における 目的が達成されているかどうか検証を行った。

検証の結果、更なる取り組みが必要とされたものについては、順次、今後取り組む内容を協議しながら、実施可能なものについては、速やかに取り組んできた。

また、検証に伴い、基本条例及び各規程等について、改正を行う予定である。以下に、検証結果及び取り組みの内容を報告する。

2 検証の実施内容

年月日	実施内容
令和元年 6月10日	議長諮問 (議会基本条例の見直しについて)
7月16日	検証方法の決定、検証課題の抽出
8月21日	検証(前文~第1条)
10月 7日	検証(第2条~第6条)
10月21日	検証(第7条~第10条)
11月 6日	行政視察(神奈川県茅ケ崎市、横須賀市)
~8目	・議会基本条例の検証
	・災害時の議会対応
11月27日	検証(第9条)
12月19日	検証(第9条)
令和2年 1月16日	検証(第11条~第16条)
2月 7日	検証(第16条)
5月19日	検証(第17条~第22条)
6月 4日	検証(第23条~第29条)
7月17日	検証(第2条関係「災害時の議会対応」、第14条関係「議決
	事件の拡大」、第16条関係「政策研究会」)
8月21日	検証(第2条関係「災害時の議会対応」、第14条関係「議決
	事件の拡大」、第16条関係「政策研究会」)
8月31日	検証(第16条関係「政策研究会」)
9月25日	検証 (第2条関係「災害時の議会対応」)
10月 9日	検証(第2条関係「災害時の議会対応」、第16条関係「政策
	研究会」)
10月22日	検証(第16条関係「政策研究会」)
11月 6日	検証(第2条関係「災害時の議会対応」、第16条関係「政策
	研究会」)

11月16日

検証(第2条関係「災害時の議会対応」、第16条関係「政策 研究会」)

3 検証結果及び取り組み内容

議会基本条例を30項目に分け、項目ごとに取り組み状況や現状の課題、実績等を踏まえながら、「条文の運用は適切か」、「条文の内容を改正する必要はあるのか」といった視点から検証を行った。その結果、「運用面での検証には適さない」としたものが2件、「適切に運用されている」としたものが24件、「更なる取り組みが必要」としたものが4件となった。

このうち、更なる取り組みが必要としたものについては、次のとおり。

- (1) 第2条 議会の活動原則
 - ア 災害時の議会機能の内容を基本条例に盛り込むことを決定した。
 - イ 東広島市議会災害時行動計画を策定することを決定した。
- (2) 第7条 説明責任
 - ア 議案等をホームページに公開することを決定した。(令和2年6月から公開済)
 - イ 委員会要点記録(令和元年分~)をホームページに公開することを決定した。(令和2年8月から公開済)
- (3) 第14条 議決事件の拡大
 - ア 東広島市水道事業基本計画を東広島市水道ビジョンに変更することを決定した。
 - イ 東広島市子ども・子育て支援事業計画を追加することを決定した。
- (4) 第16条 政策研究会

ア 政策研究会の在り方を見直し、東広島市政策研究会規程を全部改正することを決定した。

4 今後の予定について

令和3年第1回東広島市議会定例会に、条例改正等、必要な議案を提出するとともに、 基本条例見直しに伴う規程等の改正及び東広島市議会災害時行動計画の策定を行う。

なお、改正に伴う条例等の施行は令和3年4月1日とする。

改正が必要な条例、規程等は次のとおり。

- (1) 東広島市議会基本条例
- (2) 東広島市議会会議規則
- (3) 東広島市議会基本条例運用規程
- (4) 東広島市議会政策研究会規程
- (5) 東広島市議会が行う市民との意見交換の場の設置に関する実施要綱
- (6) 東広島市議会インターネット中継運用規程

5 その他

各検証結果は、別紙「議会基本条例の検証作業シート」のとおり。

議会基本条例の検証作業シート(前文)

(前文)

議会は、日本国憲法によって定められた市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項に規定する議決事件にとどまらず、法律に反しな い限り、議決すべき事件を定める権限等を有する。

条文

平成12年4月に施行された地方分権一括法により機関委任事務が廃止され、地方自治体 は、自らの判断と責任により地域の実情に沿った行政を実践していくことになり、議会が担う 役割や責任がより一層重要なものになった。

二元代表制の一翼を担う議会は、地方自治体の執行権者である市長に対する監視機能、市民しは地方分権一括法の施行を契機に一層重要になっているという再認識。 の意見を市政に反映させた政策の立案・提言・提案(以下「政策立案等」という。)の機能を 十分に発揮し、地方自治体の意思決定機関としての役割を果たしていかなくてはならない。

そのため、議会は、これまで以上に公正性および透明性を確保し、積極的に情報公開を行う とともに、政策活動等への多様な市民参加を推進していく必要がある。

同時に、議員は、不断の自己研鑽に努め、多様な市民の、多様な意見を、多様に代表する合 議機関の一員として、市民との活発な意見交換を図り、自らが得た意見を議員同士の自由な計 第3に、議会を構成する議員は不断の自己研鑽に務め、多様な市民を代表する合議機関の一 議をもとに論点や課題を明らかにし、市民本位の立場で意見を集約していく必要がある。

このような認識のもと、東広島市議会は急激かつ斬新な環境変化に、迅速かつ的確に対応し ていくために、議会および議員自らが改革・活性化を進めることにより、不断に進化・成長し ていかなければならない。

理念および基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な信託に応える議会にすることを決意 **という継続性**。 し、この条例を制定する。

【解説】

「議会基本条例」の制定に当たり、その背景を説明するとともに必要性および本市議会の目 指すべき方向性を定め、議会としての決意を述べたものです。前文は、大きく次の4つの内 容で構成されています。

逐条解説

(議会の役割)

第1に、議会は市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治体としての意思決定または 政策決定にとどまらず議決すべき事件を定める権限を持っています。その議会の役割と責任

(議会のあるべき姿)

第2に、議会は「市長に対する監視機能」と「政策の立案・提言・提案機能」を充分に発揮 し、地方自治体の意思決定機関としての役割を果たすために、これまで以上の公正性と透明 性の確保、積極的な情報公開をもって市民参加型の議会をめざすという議会像。

(議員のあるべき姿)

員として、市民との活発な意見交換、議員間の自由な討議などをもとに論点と課題を明確に し、意見集約を図ってゆくという議員像。

(改革の継続)

第4に、このような認識のもと、議会と議員は急激で斬新な環境変化に迅速かつ的確に対応 ここに、東広島市議会は、市民と議会の関係や議会と市長の関係、議会運営等に関する基本|するために、不断に議会の改革・活性化を進め、進化・成長を遂げていかなければならない

取組状況や現状の課題等			
実統	責		
		1	適切に運用されており、これまでどおり取り組む
	(1) 冬子の実用は笠切む	2	適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要
検	(1)条文の運用は適切か	3	適切に運用されておらず改善が必要
証		4	その他(条例制定の背景や議会としての決意を述べたものであるため、運用面での検証には適さない。)
結		1	改正の必要はない
果	(2) 条文の内容を改正する必	2	さらなる検討が必要
	要はあるか	3	改正が必要
		4	その他(条例制定の背景や議会としての決意を述べたものであるため、運用面での検証には適さない。)
検証	正結果が2~4の場合は、検証		
結身	果に基づく、具体的な内容や		
案	・今後の課題・取り組むべき内		
容力	など		

		条文 逐条解説
第二	もに、議会活動および議員活動 σ	【解説】 この条例の目的を「安心して生活できる東広島市の豊かなまちづくりの実現に寄与することと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとと
取糸	組状況や現状の課題等	
実統	責	
検証結	(1)条文の運用は適切か	□ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用されておらず改善が必要 ■ 4 その他(条例の目的についての条文であるため、運用面での検証には適さない。) □ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む
果	(2)条文の内容を改正する必要はあるか	□ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要□ 3 適切に運用されておらず改善が必要■ 4 その他(条例の目的についての条文であるため、運用面での検証には適さない。)
結集案	正結果が2~4の場合は、検証 果に基づく、具体的な内容や・今後の課題・取り組むべき内 など	

	条文	逐条	解説			
第2章 議会活動および記 (議会の活動原則) 第2条 議会は、公平性および		【解説】 ここでは、議会の組織としての活動原則を定めています。次の5つの活動原則は、公平性、 透明性を確保し市民に分かりやすく開かれた議会活動を目指すものです。				
れた議会を目指し、次に掲げる	5原則に基づき活動しなければならない。	5 つの活動原則	5 つの活動原則の具現化に関連する条項			
(1) 市政の運営を監視し、言	平価すること。	(1) 市政の運営を監視し、評価すること。	第4章 第11条~第14条			
(2) 積極的に政策立案等を行	ううこと。	 (2) 積極的に政策立案等を行うこと。	第16条「政策研究会」			
(3) 市民参加の機会を拡充 l (4) 市民への説明責任を果た	し、意見や意思の把握に努めること。 たすよう努めること。	(3) 市民参加の機会を拡充し、意見や意思の 把握に努めること。	第8条「市民参加」第9条「広報広聴活動」			
(5) 市民に分かりやすい視点	点・方法等で、議会運営を行うよう努めること。	(4) 市民への説明責任を果たすよう努めること。	第 7条「説明責任」第10条「議決責任」			
		(5) 市民に分かりやすい視点・方法等で、議	第15条「議員間の自由討議」			
		会運営を行うよう努めること。	※議長の立候補制の導入などもこれに当たる事項だが、これらを含めて規定の趣旨に基づき不断の検討・改革が求められる。			
取組状況や現状の課題等	創志会-1 追加条文として、「災害時の議会対応」として、「公明党-1」「市民に分かりやすい視点・方法等で、議会運営なっている。基本条例についての検討が必要である。 「第2号関係」議会基本条例制定後の条例制定 ・東広島市日本酒の普及の促進に関する条例(平成25年・東広島市議会の議員の定数を定める条例の改正(平成・東広島市産業振興基本条例(平成29年6月29日条例)「第3号関係」・平成25年度(意見交換会4回50名参加)平成25年7月 市民アンケート調査を実施(定数や報・平成25年6月を換会4回45名参加)・平成27年度(意見交換会4回45名参加)・平成27年度(意見交換会4回37名参加) 「第4号関係」・平成25年6月~ 表決態度の公表(市議会だよりによ・平成28年1月~ 月別の議長交際費の支出状況をホールが近野豊の収まが記される。	を行うよう努めること」の観点で言えば、委員会 6月12日条例第20号) 26年2月19日条例第2号) 第38号) ・平成28年度(意見交換会・平成29年度(意見交換会・平成30年度(意見交換会・平成30年度(意見交換会・平成30年度(意見交換会・平成30年度)を見交換会・ででである。	会の同時開催は、市民の傍聴ができない状況に 4回39名参加、議会報告会4回101名参加) 2回10名参加、議会報告会8回63名参加) 36回41名参加)			
	 ・平成28年5月~ 政務活動費の収支状況をホームペー 〔第5号関係〕 ・平成28年9月~ 一般質問の資料掲示を議場のモニター ・平成29年6月~ 議場へ90インチ大型モニターを設置 議場映像機器をアナログからデジー 表決システムを更新し、各議員の記載 	7 ーへ投影 置 タルに変更、				

議会運営委員会協議後のまとめ 別 紙 2

			1	適切に運用されており、これまでどおり取り組む		
	(1) 冬 立の 軍用 は 宮切る		2	適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要		
検	(1)条文の運用は適切か		3	適切に運用されておらず改善が必要		
証			4	その他()	
結			1	改正の必要はない		
果	(2) 条文の内容を改正する必		2	さらなる検討が必要		
	要はあるか		3	改正が必要		
			4	その他()	
検記	正結果が2~4の場合は、検証	09	(害)	寺の議会機能の内容を基本条例に盛り込むことを決定。		
結身	果に基づく、具体的な内容や	○東	巨広島	島市議会災害時行動計画を策定		
案	・今後の課題・取り組むべき内					
容な	よど					

	条文	逐条解説					
(議員の活動原則)		【解説】					
第3条 議員は、言論の府であり合	議制による議事機関の一員であることを認識し、次に掲げ	ここでは、議員の個人としての活動原則を定めています。					
る原則に基づき活動しなければなら	っない。	議員は、「言論の府であり合議制による議事機関の一員であることを認識」し、資質向上の					
(1) 市民の意見や意思の把握に勢	そめること。	ため不断の自己研鑽に努めることなど6つの活動原則を規定したものです。特に従来にはな					
(2) 情報収集および調査・研究に	: 努めること。	かった「議員相互間の自由な討議を重んずること」を規定したことは、本条例の特徴の1つ					
(3) 積極的な政策立案等に努める	らこと。	です。					
(4) 市民に対する説明責任を果た	こすよう努めること。						
(5) 議員相互間の自由な討議を重	宣んずること。						
(6) 自らの資質向上のため、不関	fの研鑽に努めること。						
取組状況や現状の課題等	_						
	〔第1号関係〕議員主催の市政意見交換会など						
	議員資料請求件数						
実績	・平成 25 年度 11 件 ・平成 26 年度 5 件 ・平成 27 年度 8 件 ・平成 28 年度 6 件 ・平成 29 年度 6 件 ・平成 30 年度 8 件 **********************************						
	議会図書室図書貸出冊数						
	・平成 25 年度 2 冊 ・平成 26 年度 0 冊 ・平成 27 年度 4 冊 ・平成 28 年度 32 冊 ・平成 29 年度 1 冊 ・平成 30 年度 1 冊 (第 4 日間 5) ボ 日 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
	「第3号関係」一般質問時の政策提言など 「第4号関係」議員主催の市政報告会など 「第5日間係」が100円間 100円間 100円						
		第 6 号関係〕各種議員研修会など 					
	■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む						
(1)条文の運用は適切か	□ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必 □ 2	要					
検	□ 3 適切に運用されておらず改善が必要						
証	□ 4 その他(■ 1 7 T C X)					
結	■ 1 改正の必要はない						
果 (2) 条文の内容を改正する必	□ 2 さらなる検討が必要						
要はあるか	□ 3 改正が必要						
	□ 4 その他()					
検証結果が2~4の場合は、検証							
結果に基づく、具体的な内容や							
案・今後の課題・取り組むべき内							
容など							

				条文	逐条解説			
第4		-		養会を代表し、中立かつ公正な職務の遂行に努める つ効率的な議会運営に努めるものとする。	【解説】 議長の職務上の義務等について規定したものです。			
取組	状況や現状の課題等	_						
実績		_						
検証	(1)条文の運用は適切か		2 3	適切に運用されており、これまでどおり取り組む 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必 適切に運用されておらず改善が必要 その他(要			
結果	(2) 条文の内容を改正する必 要はあるか		2 3	改正の必要はない さらなる検討が必要 改正が必要 その他()			
結果	結果が2~4の場合は、検証に基づく、具体的な内容や 今後の課題・取り組むべき内 ど							

	条文	逐条解説			
2 会派は、政策を中心とした同一	ため、会派を結成することができる。 一の理念を共有する議員で構成する。 諸課題に関する情報収集、調査研究、研修等を行うことに うるものとする。	【解説】 ここでは、会派の意義を定めています。議員が「積極的な政策立案等に努める」ために、「政策を中心とした同一の理念を共有する議員」と、議員集団として活動できることを定めています。			
取組状況や現状の課題等	_				
実績	会派からの政策提案 ・平成 28 年度 1 件(威信会 高齢者の見守りについて	こしをめざす会 1 人 文 27 年度 15 件 ・平成 28 年度 15 件 ・平成 29 年度 14 件 ・平成 30 年度 9 件			
(1)条文の運用は適切か 証	■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必 □ 3 適切に運用されておらず改善が必要 □ 4 その他(要			
結 果 (2) 条文の内容を改正する必 要はあるか	■ 1 改正の必要はない□ 2 さらなる検討が必要□ 3 改正が必要□ 4 その他()			
検証結果が2~4の場合は、検証結果に基づく、具体的な内容や 案・今後の課題・取り組むべき内容など					

		条文 逐条解説
第6 2	(務活動費) 条 政務活動費については、原 会派は、調査、研究および政策)使途を明らかにしなければなら	立案等に資するため、政務活動費を活用するとともに、そ 活動費の交付に関する条例」が制定されています 。
取組	l状況や現状の課題等	会派会長会議で協議予定 日本共産党 政務活動費の使途について、領収書を含めホームページで広く市民へ周知すること
実績		〔第2項関係〕 ・平成 28 年 5 月~ 政務活動費の収支状況をホームページに公開、領収書等を事務局で閲覧公開
検証	(1)条文の運用は適切か	 ■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用されておらず改善が必要 □ 4 その他(
	(2) 条文の内容を改正する必 要はあるか	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要 □ 4 その他(
結果	E結果が2~4の場合は、検証 具に基づく、具体的な内容や 今後の課題・取り組むべき内 など	

		条	文					逐条	· 新羅說	
第3章 市民と議会との (説明責任)	関係							【解説】 前文にうたった「これまで以上に公正性および透明性を確保し、積極的に情報公開を行う」		
	、本会議、	常任	·委員:	会、特	別委員会、	議会運営	委員会、全員協	ことを具現化するために、従来の本会議、常		
議会、広報広聴委員会および政策研究会を原則公開とするとともに、議会の情報を積極的										
 に発信し、説明責任を果た	すものとっ	する。								
	真政任	倶楽部	3-1	会議の	非公開の	· 必要性				
取組状況や現状の課題等	会議の	の「原	則公	開」と	あるが、原	見があれる	ば例外も当然にな	なければならない。審議内容によっては、プライ	イバシー等の観点から公開できないものもあり	
	非公民	開にす	つるこ	とが適	当であるの	のに、会議	規則には、公開	or 秘密会の規定しかなく、運用に困った事例だ	ぶある。会議規則を改正すべきだ。	
	〔本会	会議〕								
		公		開	状	況	公開		地方自治法第 115 条	
		傍		聴	手	続	事務局窓口で住	E所・氏名を記載し、傍聴券の交付を受ける	東広島市議会傍聴規則第3条	
		議	案	等	窓	口	事務局窓口で開	月庁時間内で貸し出し	_	
		时处	木	4	市ホー、	ムページ	掲載なし		_	
		会	議	録	窓	口	事務局窓口・市	i立図書館における開庁・開館時間内で閲覧	地方自治法第 115 条	
					市ホー、	ムページ	常時公開(平成	え元年以降分を掲載)	H15年2月 議会運営委員会決定	
		会	議	0)	中 継	映 像	常時公開(平成	え21 年以降分を掲載)	H20年11月 議会運営委員会決定	
			. 6 (→		(A ₩ 16.3% A () I.			
			会/零				1	報広聴委員会/政策研究会〕		
r÷√±		公		開	状	況		The section of the se	東広島市議会委員会条例第17条	
実績		傍		聴	手	続	7 777 71211	三所・氏名を記載し、傍聴券の交付を受ける	東広島市議会委員会傍聴規則第3条	
		議	案	等	窓			月庁時間内で貸し出し	-	
					市ホー、	ムベーシ	掲載なし)~ # ^		
		要	点言	己 録	窓		公開請求手続き	に基つき公開	東広島市情報公開条例第6条	
							掲載なし			
		_	<u> </u>	•	→ √(1)/	п.Т. <i>Г.Е.</i> .				
		会	議	0)	中継	映像	30 日間 常時公 中継(ライブと		東広島市議会インターネット中継運用 規程	

議会運営委員会協議後のまとめ 別 紙 2

			1	適切に運用されており、これまでどおり取り組む		
	(1) 冬 立 の 軍田 は 英切る					
検	(1)条文の運用は適切か		3	適切に運用されておらず改善が必要		
証			4	その他()	
結			1	改正の必要はない		
果	(2) 条文の内容を改正する必		2	さらなる検討が必要		
	要はあるか		3	改正が必要		
			4	その他()	
検記	正結果が2~4の場合は、検証	○諱	集案等	きをホームページへ公開した。(令和2年6月)		
結具	果に基づく、具体的な内容や	○季	美員会	○要点記録(令和元年分~)をホームページへ公開した。(◆	令和2年8月)	
案	・今後の課題・取り組むべき内					
容力	など					

		条文		逐条解説				
(市民参加)			【解説】					
第8条 議会は、地方自治法の規	定に基っ	づき、公聴会制度、参考人制度、学識経験者等によ	第2条第3号(議会の活動原則)「市民参加の機会を拡充し、意見や意思の把握に努めるこ					
る専門的調査を十分に活用し、	市民の耳	専門的または政策的識見等を聞き、議案審査および	と」を具現化するため、地方自治法上の制度(公聴会制度、参考人制度など)を活用するこ					
政策立案等に反映させるように	1努める	ものとする。	とを規定したものです。					
 2 議会は、市民の多様な意見を	:把握し、	、政策立案等に反映し得る合議体としての特色を最	特に、これまで充分ではなか	ったアウトリーチを拡充するために「議会報告会」、「市民				
大限に発揮するために、広く市	i民との	意見交換の場を設けるものとする。	との意見交換の場」を設けること	を定めたことは、本条例の特徴の1つです。				
			市民との意見交換の実施方法	「東広島市議会が行う市民との意見交換の場の設置に関				
				する実施要綱」				
	真政	倶楽部-3請願の取扱いを柔軟かつ有効なものに						
	l		と、」「趣旨採択」をできるようにする	ことで、市民の思いを柔軟に反映できるようにするべき。				
	また、	審査方法も「まずは紹介議員に聞く」というよりも	、当初から「紹介議員と請願者の西	「者に聞く」ことにした方が、正確を期し、時間短縮にもな				
T. (11.11) \text{\ti}}\\ \text{\tin}\tinth{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\tinin}\\ \tinth}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}\tinth}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	り、請り	願内容の深い理解につながると思う。						
取組状況や現状の課題等	真政俱楽部-4 意見交換会							
	常任委員会が行っている意見交換会は、年1回以上としていることから、現状1回しか行っていないが、複数開催してはどうか。議会と意見交換した							
	い団体を募っても良いと思う。							
	広報		と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	となった。(年4回から年8回へ増)				
	〔第1							
	・参考人制度 平成 25 年度 2 件 平成 26 年度 1 件 平成 27 年度 1 件 平成 28 年度 1 件 平成 29 年度 3 件 平成 30 年度 1 件							
	・市民アンケート調査 平成 25 年 7 月 定数や報酬について							
実績	〔第2	項関係〕						
	• 平)	成 25 年度(意見交換会 4 回 50 名参加)	平成 28 年度(意見)	交換会4回39名参加、議会報告会4回101名参加)				
	• 平)	成 26 年度(意見交換会 4 回 45 名参加)	平成 29 年度(意見)	交換会 2 回 10 名参加、議会報告会 8 回 63 名参加)				
	• 平)	成 27 年度(意見交換会 4 回 37 名参加)	平成30年度(意見を	交換会 6 回 41 名参加)				
	1	適切に運用されており、これまでどおり取り組む						
(1)条文の運用は適切か	\square 2	適切に運用されているが、さらなる取り組みが必	要					
横	□ 3	適切に運用されておらず改善が必要						
証	\Box 4	その他()					
結	1	改正の必要はない						
果 (2) 条文の内容を改正する必	\square 2	さらなる検討が必要						
要はあるか	□ 3	改正が必要						
	\Box 4	その他()					
検証結果が2~4の場合は、検証結								
果に基づく、具体的な内容や案・今	1							
後の課題・取り組むべき内容など								

		条文 逐条解説				
(<u>万</u>	広報広聴活動)	【解説】				
第:	9条 議会は、市民に開かれた市	「民参加型議会を実現するため、広報広聴機能の充実に努め 広報広聴委員会は、第7条で規定した「議会の情報を積極的に発信し、説明責任を果たす」、				
る。		第8条2項「広く市民との意見交換の場を設ける」ことを具現化するために、現行の「議会				
2	議員で構成する広報広聴委員会	会を設置する。				
3	広報広聴委員会に関し必要な事	事項は、別に定める。 た広聴機能(例えば「市民との意見交換の場」の企画など)を充実させています。				
		別に定める 「東広島市議会広報広聴委員会規程」				
		清新の会-1広報広聴委員会の位置付けを明確化				
取約	組状況や現状の課題等	(1) 議会活動の見える化の柱となる広報について、その位置付けが、現状では、任意の内部委員会の扱いである。				
		(2) 議会活動を充実させ、その結果を市民に情報発信していくため、当該委員会の機能強化を図る必要から、正式な常任委員会にすべきものである。				
		「広報広聴機能を充実させた主な取り組み〕				
		・平成 26 年 3 月~ 市議会だよりで「特集」記事の掲載を開始				
		・平成 26 年 6 月~ 市議会だよりリニューアル(民間を活用し、紙面構成を刷新)				
実統	書	・平成 27 年 8 月~ 委員会インターネット中継(ライブと録画)を開始				
) (/I)	~	・平成 29 年 6 月~ 議場へ 90 インチ大型モニターを設置				
		議場映像機器をアナログからデジタルに変更				
		表決システムを更新し、各議員の表決態度を大型モニターへ表示				
		■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む				
		■ 1				
検	(1)条文の運用は適切か	□ 3 適切に運用されておらず改善が必要				
証		\Box 4 その他()				
結		■ 1 改正の必要はない				
果	 (2) 条文の内容を改正する必					
//	要はあるか	□ 3 改正が必要				
	女(はほ)もか	\Box 3 以上が必要 \Box 4 その他()				
検言	正結果が2~4の場合は、検証					
., .,	果に基づく、具体的な内容や					
	・今後の課題・取り組むべき内					
容など						
→ '	·· <u> </u>					

			条文		逐条解説
	(議決責任)			【解説】	
第10条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、地方自治体として			するとともに、議案等を議決し、地方自治体として	議会は議決責任を深く認識し、	地方自治体としての意思決定または政策決定を行った場合、
	の意思決定または政策決定をし	たとき	は、市民に対して説明責任を有する。よって、各議	市民に対する説明責任があること	とを明記し、議員の表決態度を公開することを定めたもので
	決事件に対する議員の表決態度	を公開 あんりゅう	するものとする。	す。	
-		表決態度の公開方法	「東広島市議会基本条例運用規程」第5条		
					表決態度の公開は、市議会だより及び議会ホームページ
					により行うものとする
				この担定は 将来における説明	
					・審議過程の明確化とは、議決事件名と議決の結果だけでは
					ような審議を行ったのか」、「③その経過の中では何が争点と
					てはどこまで合意点として確認したのか」、「⑤合意に至らず
					最終的になぜそのような議決結果となったのか」、を明らか
				取後まで残りた事点は何か」、「個にすることです。	が、
				1-9 & - 2 & 9 .	
中夕		<u> </u>	- 味る早久 - ヘイの業安の書池鉄座も土業へおより	相掛みて相索がもり、物業の休用	エロイニ しょう かっしょう こうさ
以利	且状況や現状の課題等	丛報丛	「聴委員会」全ての議案の表決態度を市議会だより、	、指載する従条があり、協議の結果	、現付とわりとなつに。
		 平成 	は 25 年 6 月~ 表決態度の公表(市議会だよりにお	いて公表)	
実績		・平成	は29年6月~ 表決システムを更新し、各議員の表	決態度を大型モニターへ表示	
	(1)条文の運用は適切か	1	適切に運用されており、これまでどおり取り組む	ß	
		\square 2	適切に運用されているが、さらなる取り組みが。	公要	
検			適切に運用されておらず改善が必要		
証		\Box 4	その他()	
結		1	改正の必要はない		
果	(2) 条文の内容を改正する必	\square 2	さらなる検討が必要		
	要はあるか	□ 3	改正が必要		
		\Box 4	その他()	
検証	E結果が2~4の場合は、検証				
結り	果に基づく、具体的な内容や				
案・	今後の課題・取り組むべき内				
容など					

[<u>5]</u>

逐条解説 条文 (市長等との関係) 【解説】 第11条 議会審議における議員と市長、その他の執行機関およびこれらの補助機関である職 第11条では、議会審議における議員と市長等との緊張関係を保持するため、①質問にお 員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努め | ける一問一答方式、②市長等から議員への反問権、③議員が市長等に資料を求めることがで るものとする。 きることを定めています。 (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点および争点を明確にするため、一問 反問権の範囲については、「東広島市議会基本条例運用規程」により、①質問の趣旨および 一答方式で行うことができる。 内容、②質問の背景および根拠、③財源や財政的数値を含まない政策的例示に限った代替案 (2) 議長から会議に出席を要請された市長等は、議長または委員長の許可を得て反問するこ **の提示としています**。 とができる。 (3) 議員は、会議における討議に資するため、市長等に対し、資料の提供を求めることがで | 反問権の範囲 東広島市議会基本条例運用規程 第6条(反問の範囲) きる。 取組状況や現状の課題等 [第1号関係] 一問一答を選択した議員 ・平成 25 年 41/43 人 ・平成 26 年 47/48 人 ・平成 27 年 46/46 人 ・平成 28 年 40/40 人 ・平成29年 44/44人・平成30年 48/48人 実績 [第2号関係] 反問があった事例 ・平成 25 年 1 件 ・平成 26 年 0 件 ・平成 27 年 0 件 ・平成 28 年 2 件 ・平成 29 年 0 件 ・平成 30 年 0 件 [第3号関係] 議員資料請求件数 ・平成 25 年度 11 件 ・平成 26 年度 5 件 ・平成 27 年度 8 件 ・平成 28 年度 6 件 ・平成 29 年度 6 件 ・平成 30 年度 8 件 ■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要 (1)条文の運用は適切か □ 3 適切に運用されておらず改善が必要 証 □ 4 その他(結 ■ 1 改正の必要はない (2) 条文の内容を改正する必 □ 2 さらなる検討が必要 要はあるか □ 3 改正が必要 □ 4 その他(検証結果が2~4の場合は、検証 結果に基づく、具体的な内容や 案・今後の課題・取り組むべき内 容など

	条文	逐条解説
(政策等の形成過程の説明)		【解説】
第12条 議会は、提案される重要	要な政策、施策又は計画等(以下「政策等」という。)につい	第12条では、第1項で議会は、議会審議において論点と争点を明確にし、政策水準を高
て、議会審議における論点情報を	と形成し、政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保	めるとともに議決責任を担保するために、市長に対し①政策等を必要とする背景、②政策等
するため、市長等に対し、次に掲	げる政策等の形成過程に関する事項について明らかにする	の提案に至るまでの経緯、③他に検討を行った案、④他の地方自治体の類似する政策との比
よう求めるものとする。		較検討、⑤東広島市総合計画における根拠または位置付け、⑥関係ある法令及び条例等、⑦
(1) 政策等を必要とする背景		政策等の実施に関わる財源措置、⑧将来にわたる政策等の効果の8項目にわたる資料の作成
(2) 政策等の提案に至るまでの	経緯	および提出を求めることを定め、第2項では、議会は、市長から提出された資料をもとに論
(3) 他に検討を行った案		 点・争点を明確にし、事業評価・チェックや決算審査など、政策執行後の評価に役立つよう
(4) 他の地方自治体の類似する	政策との比較検討	な審議に努めることを定めています。
(5) 東広島市総合計画における	根拠または位置付け	
(6) 関係ある法令および条例等		
(7) 政策等の実施に関わる財源	措置	
(8) 将来にわたる政策等の効果	および費用	
2 議会は、前項の政策等の審議に	こ当たっては、立案および執行における論点および争点を明	
らかにするとともに、執行後に対	おける政策評価に資する審議に努めるものとする。	
取組状況や現状の課題等		
	 政策等の形成過程が示された主な計画等(平成 25~30 年)	
	平成25年・2月第5次東広島市行政改革大綱(案)	・4月 第四次東広島市総合計画実施計画 ・10月 都市交通マスタープラン
	・12月 第2次東広島市地域福祉計画	
実績	平成 26 年 ・4 月 第 4 次東広島市総合計画実施計画	
		11月 第四次東広島市総合計画基本計画の改訂
	平成 29 年 ・5 月 東広島市汚水適正処理構想の改訂(素	
	■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む	TIME OF THE PROPERTY OF THE PR
	□ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必	
検 (1)条文の運用は適切か	□ 2	
証	□ 4 その他(
·····································	■ 1 改正の必要はない	,
	■ 1 以上の必要はない □ 2 さらなる検討が必要	
要はあるか		
女はめるが		
	□ 4 その他()
検証結果が2~4の場合は、検証		
結果に基づく、具体的な内容や		
案・今後の課題・取り組むべき内		
容など		

			条文	逐条解説
(予算および決算における政策説明資料の提出)		斗の提出)	【解説】	
第13条 議会は、予算案および決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長等に対			議に当たっては、前条の規定に準じて、市長等に対	第13条では、第12条の規定に準じて、予算および決算審議において、市長に政策別ま
J	、施策別または事業別の分かり	りやすい	政策説明資料の提出を求めるものとする。	たは事業別の分かりやすい資料の提出を求めることを定めたものです。
取糺	l状況や現状の課題等	_		
実績		平成2	5年度予算(決算)特別委員会~ 事務事業別予算	概要書(事務事業別決算報告書)の提出を求めている。
	(1)条文の運用は適切か	1	適切に運用されており、これまでどおり取り組む	
		\square 2	適切に運用されているが、さらなる取り組みが必	要
検		□ 3	適切に運用されておらず改善が必要	
証			その他()
結		1	改正の必要はない	
果	(2) 条文の内容を改正する必	\square 2	さらなる検討が必要	
	要はあるか	□ 3	改正が必要	
			その他()
給訂	E結果が2~4の場合は、検証			
	果に基づく、具体的な内容や			
	・今後の課題・取り組むべき内			
容な				
1 10				

条文		逐条解説	
(議決事件の拡大)		【解説】	
第14条 地方自治法第96条第	2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に	第14条では、議会の議決権は、議会の有する最大の権限の1つでありますが、計画的か	
市民に対する責任を担いながら、	、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に	つ市民の視点に立った透明性の高い市政運営を実現するために、「東広島市総合計画基本構	
資するため、次に掲げるものと [、]	する。	想」および「東広島市総合計画」の他に、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される	
(1) 東広島市総合計画基本構想お	および東広島市総合計画の策定、変更に関するもの	│ │計画などを、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件として定め、議決権	
(2) 市民生活に重大な影響を及ば	ますことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に	の拡大を図ることを定めたものです。	
関わるもので別に定めるもの		具体には、「東広島市議会基本条例運用規程」において、	
		① 東広島市行政改革大綱(新たな行革大綱)	
		② 東広島市都市交通マスタープラン	
		③ 東広島市環境基本計画	
		4 東広島市地域福祉計画	
		⑤ 東広島市農業振興基本計画	
		6 東広島市住宅マスタープラン	
		7 東広島市汚水適正処理構想	
		8 東広島市水道事業基本計画	
		9 教育振興基本計画	
		○	
		本計画」とされているが、この計画は、水道施設を整備するための具体計画である。水道事業	
取組状況や現状の課題等	のマスタープランとも言える、「東広島市水道(事業)ビシ		
	[平成 25~30 年] 議決事件として提出された計画等		
		定、東広島市教育振興基本計画の策定、東広島市汚水適正処理構想の改訂	
実績	平成 28 年 ・8 月 東広島市水道事業基本計画の変更		
	平成29年 ・2月 東広島市総合計画基本計画の改訂 ・	8月 東広島市汚水適正処理構想の改訂	
	平成30年・2月 第6次東広島市行政改革大綱の策定、	東広島市住宅マスタープランの改訂	
	□ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む		
	■ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必	要	
検 (1)条文の運用は適切か	□ 3 適切に運用されておらず改善が必要		
証	□ 4 その他()	
結	□ 1 改正の必要はない		
果 (2) 条文の内容を改正する必			
要はあるか	□ 3 改正が必要		
	□ 4 その他()	
検証結果が2~4の場合は、検証			
結果に基づく、具体的な内容や			
案・今後の課題・取り組むべき内			
容など			

	条文	逐条解説	
(議員間の自由討議)		【解説】	
第15条 議会は、議員による討詞	論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議	第15条では、「前文」の「議員同士の自由な討議をもとに論点	や課題を明らかにし、市民
を中心に運営されなければなら	ない。	本位の立場で意見を集約していく」、第3条第5号「議員相互間の	自由な討議を重んずる」と
2 議会は、会議において、議員抗	是出議案、市長提出議案および市民提案等に関して審議し結	いう規定の具現化のために定めたもので、議員相互間の自由討議	を議会活動の中心に運営す
論を出す場合、議員相互間の自由	日な討議により議論を尽くして合意形成に努めなければなら	ることに努め、審議における議員相互間の自由討議によって議論	を尽くし、合意形成に努め
ない。		なければならないと定めている点は東広島市議会の活性化にとって	て極めて重要な規定です。
		自由討議の討議時間東広島市議会自由討議実施要綱	第3条(実施時期)
			第5条(討議時間)
取組状況や現状の課題等	_		
	案件に応じて実施されている		
実績	[東広島市議会自由討議実施要綱] 第2名 - 自由計議は、既以た郷徳した後及び計論の前に	に きょ の トナフ	
	第3条 自由討議は、質疑を継続した後及び討論の前に第5条 自由討議の計議時間は、15八な日本します	11980298	
	第5条 自由討議の討議時間は、15分を目安とする		
	■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む		
(1)条文の運用は適切か	□ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必ず。	发	
検	□ 3 適切に運用されておらず改善が必要		
証	□ 4 その他()	
結	■ 1 改正の必要はない		
果 (2) 条文の内容を改正する必			
要はあるか	□ 3 改正が必要		
	□ 4 その他()	
検証結果が2~4の場合は、検証			
結果に基づく、具体的な内容や			
案・今後の課題・取り組むべき内			
容など			

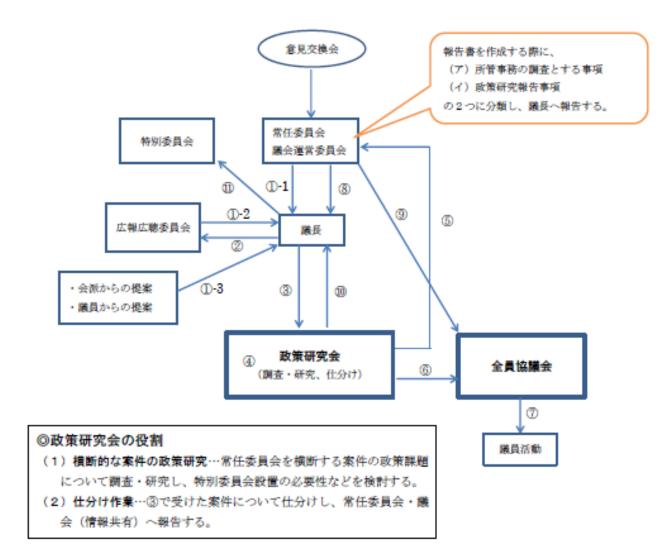
(政策研究会)

第16条 議会は、市政に関する重要な政策等および課題に対して、議員が相互に認識を深め、合意形成を図り、もって政策立案等を推進するため、政策研究会を設置するものとする。

条文

平成28年3月2日政策研究会資料

政策研究会フロー (イメージ図)



逐条解説

【解説】

第16条では、政策研究会は、政策の立案・提言・提案は議会の果たさなければならない機能の1つであり、第2条第2項(議会の活動原則)で「積極的に政策立案等を行う」と規定した政策立案機能の充実のために設置したものです。

〔政策研究会の役割〕

- (1) 横断的な案件の政策研究として、常任委員会を横断する案件の政策課題について、 特別委員会設置の必要性などを検討する。
- (2) 仕分け作業…議長を通じて報告を受けた案件について仕分けをし、常任委員会・議会(情報共有)へ報告する。

フロー図に示すように、意見交換会をはじめとする様々な方面から、議長を通じて政策 研究会に報告、提案されたテーマを検討・仕分けを行うもの。

- ①-1 意見交換会終了後、常任委員長はその成果、効果、提出された意見の総括等を報告書 にまとめ、議長に提出する。(意見交換の場の設置に関する実施要綱第3条第6項)
- ①-2 議会報告会で提出された要望、提言を政策研究会において集約し、その取扱いについて検討する。(意見交換の場の設置に関する実施要綱第5条)
- ①-3 ①-1、2からの要望、提言等以外にも政策研究会で検討する事項を収集する。
- |② 議長は報告書の提出を受けた時(①-1)は、広報広聴委員会に報告する。(同条第7項)
- ③ 議長は報告を受けた時(①-1~3)、は、政策研究会に報告する。
- ④ 政策研究会にて仕分け作業、常任委員会を横断する政策立案につなげる調査・研究。
- ⑤ 仕分けられた内容を常任委員会にて調査・研究・政策・立案へつなげる。
- ⑥ 仕分け結果、活動状況を、全員協議会で報告。
- ⑦ 要望など⑤に行かなかった案件について、情報を共有し、議員活動に反映する。
- ⑧ 所管事務調査の報告、委員会提出議案 (意見書、条例)、執行部に対する政策提言を行う。
- ⑨ ⑤で仕分けられた内容の検討結果を全員協議会で報告(全体での共通認識)。
- ⑩ 政策立案へとつなげる案件の調査・研究した結果を報告。
- ① 政策研究会の報告を受け、必要に応じて、議会運営委員会に諮問し、特別委員会を設置。

☆最終結果

- ①議会としての対応を市民へ回答(議会だより、ホームページ、議会報告会など)。
- ②議員活動に活かす。

議会運営委員会協議後のまとめ 別 紙 2

	清新の会-1 (1)政策研究会では、案件の担当委員会を決する、特別委員会設置の必要性・構成等の検討が所掌事項とされているが、概ね担当委員会決			
	定を行っていることから、その内容においてボリュームに欠ける。			
	(2) そこで、研究会の廃止を含め、根本的に研究会の有り様を探っていく必要がある。			
	公明党-2 より有効的に機能する工夫や検討が必要と考える。			
取組状況や現状の課題等	市民クラブ-1 (1) 積極的に政策立案等を行うと規定した政策立案機能の充実のために設置したものである。			
収組仏仇で現仏の課題寺	(2) 委員会でも積極的な政策立案等を行うことを定めており、政策研究会は、現状では振り分けにとどまっている。各委員会で取り組めばよいの			
	ではないか。したがって、政策研究会はなくてもよいのではないか。存続するのであれば、委員を各委員会の正副委員長で構成してはどうか。			
	真政倶楽部-2 現状では、課題の分配機能しか果たしておらず、この役割は広報広聴委員会に任せれば良いと考える。政策研究会は、一旦解消し、別途、			
	政策の調査研究を行う組織を立ち上げるべきである。			
	常任委員会の調査権を侵さないように、任意の組織とし、研究課題毎に、有志で組織するなどして実効性のあるものにすべきだ。			
	〔議会報告会からの政策研究事項〕			
	・平成30年2件(市民経済委員会議会報告会 ①高校への通学費用補助制度→文教厚生委員会へ、②地域センターのプール廃止→文教厚生委員会へ)			
実績	〔意見交換会からの政策研究事項〕			
天順	・平成 29 年 1 件 (総務委員会意見交換会 文化芸術のまちづくり条例案→文教厚生委員会へ)			
	〔会派からの政策提案〕			
	・平成28年 1件(威信会 高齢者の見守りについて→文教厚生委員会へ)			
	□ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む			
 (1)条文の運用は適切か	■ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要			
検 (1)未又の壁川は過朔が	□ 3 適切に運用されておらず改善が必要			
証	□ 4 その他()			
結	\Box 1 改正の必要はない			
果 (2) 条文の内容を改正する必	■ 2 さらなる検討が必要			
要はあるか	□ 3 改正が必要			
	□ 4 その他()			
検証結果が2~4の場合は、検証	○政策研究会の在り方を見直し、東広島市政策研究会規程を改正することを決定。			
結果に基づく、具体的な内容や				
案・今後の課題・取り組むべき内				
容など				

条文		逐条解説
(委員会)	【解説】	
第17条 常任委員会、特別委員会	会および議会運営委員会(以下「委員会」という。)は、議 委員会	会に関する資料を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うように努めるとい
案審査に当たって、資料等を積極	極的に公開しながら、市民に分かりやすい議論を行うように う委員会	会の運営方針、活発な調査・研究活動により議案審査を充実させること、積極的な政
努めるものとする。	策立案等	等を行うことを定めたものです。
2 委員会は、その所管に属する	事務について、積極的に調査・研究を行い、議案審査に資す	
るとともに、政策立案等を行う。	よう努めるものとする。	
	現在、各委員会において、以下の3点に取り組んでいる。	
 取組状況や現状の課題等	①本市にとって課題となっていることを、改めて協議・抽出し、所	管事務調査を視野に入れたテーマを設ける
SOUTH OF COUNTY PARKED OF	②そのテーマに対して、委員会で協議し、行政視察、意見交換会、	議会報告会の結果をそれぞれ検証し、有機的につなげていく
	③所管事務調査を積極的に行い、その成果として、議案審査の充実	を図るとともに、政策提言の実現に向けて取り組む
	【所管事務調査】	
	平成27年 総務委員会 「地方創生に係る主要項目の調査・	*** ==
	文教厚生委員会 「中学生までの医療費助成等の調査	· · · ·
実績	平成28年 文教厚生委員会 「高齢者見守り活動、民生委員・児	童委員の活動環境の整備に伴う個人情報の提供について」
	平成29年 文教厚生委員会 「手話言語条例の制定について」	
	文教厚生委員会「待機児童問題について」	
	平成30年 市民経済委員会 「ごみの減量化に関する各種施策の	· · · · · · · · · ·
	令和元年 市民経済委員会 「ごみの収集分別などのごみ行政に	かかる課題調査・研究」
	■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む	
(1)条文の運用は適切か	□ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要	
横	□ 3 適切に運用されておらず改善が必要	
証	□ 4 その他()
結 用 (2) 在 (2) 在 (2) 2 (2)	■ 1 改正の必要はない	
果 (2) 条文の内容を改正する必		
要はあるか	□ 3 改正が必要 □ 1 3 0 1 (c)	
М-т/+ н и о и о н о и о и о и о и о и о и о и	□ 4 その他()
検証結果が2~4の場合は、検証		
結果に基づく、具体的な内容や		
案・今後の課題・取り組むべき内容など		
容など		

				条文		逐条解説
((附属機関) 【解説】					
第	第18条 議会は議会活動に関する審査または調査のため必要があると認めるときは、附属機					
	関を設置することができる。					
2	前項の附属機関は、別に条例で	で定と	かる。	٥		
取約	組状況や現状の課題等	こえ	ほぎ	で、附属機関を設置していない。		
実績	遺	_				
				マロマエロショット こうナードシャラ ちゅつ		
	(1)条文の運用は適切か		1	適切に運用されており、これまでどおり取り組む		
			2	適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要		
検			3	適切に運用されておらず改善が必要		
証			4	その他()	
結			1	改正の必要はない		
果	(2) 条文の内容を改正する必		2	さらなる検討が必要		
	要はあるか		3	改正が必要		
			4	その他()	
検討	正結果が2~4の場合は、検証					
結	果に基づく、具体的な内容や					
案	・今後の課題・取り組むべき内					
容力	など					

条文		逐条解説
(議員研修) 第19条 議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実・強化に 努めるものとする。 2 議会は、議員研修の充実・強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等の識見の積極的な 活用に努めるものとする。		【解説】 議会は、議員の政策立案能力をはじめとする能力の向上を図るため、各分野の専門家など を積極的に活用し、議員研修の充実・強化に努めることを定めています。
取組状況や現状の課題等	議員研修を適宜開催し、議員の能力向上に取り組んでいる。	
実績 (1)条文の運用は適切か 検 証	市町村アカデミー研修 特別講座(年1回、2常任委員会市町村アカデミー研修 議員特別セミナー(年1回、2常市議会主催の議員研修(年2回、全議員)全国市議会議長会研究フォーラム(年1回、8名)広島県 市議会議長会 議員研修会 西部ブロック(年1回 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む口 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必口 3 適切に運用されておらず改善が必要 口 4 その他(任委員会から委員長各1名) 、全議員)
結 果 (2) 条文の内容を改正する必 要はあるか	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要 □ 4 その他()
検証結果が2~4の場合は、検証 結果に基づく、具体的な内容や 案・今後の課題・取り組むべき内 容など		

条文		逐条解説
(議会事務局) 第20条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能および法 務機能の充実・強化、ならびに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。 2 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等の研究機関ならびに専門的な知見および経 験を有するものの積極的な活用を図るものとする。		の整備を図ることを規定するとともに、大学などの研究機関や専門家の積極的な活用を定め
取組状況や現状の課題等	職員研修等を行い、適宜、事務局職員の調査機能、法務機 また、必要に応じて人員の確保を行っている。	能の向上に努めている。また、全国市議会議長会等の専門的な知見についても活用している。
実績	【職員研修】 市町村アカデミー研修 NOMA研修(2回) 広島県市議会議長会職員研修会 全国議事記録議事運営事務研修会 西日本市議会職員研修会 全国市議会事務局職員研修 広島県市議会議長会職員研修会 【組織体制】 平成26年度 人員1名増	
検 (1)条文の運用は適切か 証 結	 ■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必 □ 3 適切に運用されておらず改善が必要 □ 4 その他(■ 1 改正の必要はない 	
果 (2) 条文の内容を改正する必要はあるか)
検証結果が2~4の場合は、検証 結果に基づく、具体的な内容や 案・今後の課題・取り組むべき内 容など		

	条文	逐条解説
(予算の確保)		【解説】
第21条 議会は、二元代表制の	趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、	議会が二元代表制の一翼である議事機関としての機能を十分に発揮でき、円滑な議事運営
より円滑な議会運営を実現する	ため、必要な予算の確保に努めるものとする。	を行うための財政的な裏付けとして必要な予算の確保に努めることを定めたものです。
	 議会運営のために必要な経営的な予算を確保するとともに	、タブレット端末の導入、委員会会議録の公開など、円滑な審査や開かれた議会を実現するた
取組状況や現状の課題等	めの予算を、必要に応じて確保している。	
	平成26年度 2,196千円(タブレット端末導入)	
実績	平成30年度 4,174千円(タブレット端末導入)	
	令和2年度 1,911千円(委員会会議録の公開)	
	■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む	
(1) 冬 立 の 军田 は 落切 ふ	□ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必	要
(1)条文の運用は適切か 検	□ 3 適切に運用されておらず改善が必要	
証	□ 4 その他()
結	■ 1 改正の必要はない	
果 (2) 条文の内容を改正する必	□ 2 さらなる検討が必要	
要はあるか	□ 3 改正が必要	
	□ 4 その他()
検証結果が2~4の場合は、検証		
結果に基づく、具体的な内容や		
案・今後の課題・取り組むべき内		
容など		

	条文	逐条解説			
(議会図書室)		【解説】			
第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、設置する議会図書室を適正に管理し、運営		議員の調査・研究に役立てるために地方自治法の規定により設置されている議会図書室を			
するとともに、その機能の充実・強化に努めるものとする。		適正に管理するとともに、図書や資料等の充実に努めることを定めたものです。			
取組状況や現状の課題等 毎年、幅広いジャンルの図書を購入し、議会図書室で開架		するとともに、市の計画等も収集し公開している。			
	【新規購入図書】				
	平成28年度 48冊				
実績	平成29年度 58冊				
	平成30年度 51冊				
令和元年度 49冊					
	■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む				
 (1)条文の運用は適切か	□ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必	要			
検 (1)未入り産用は過95%	□ 3 適切に運用されておらず改善が必要				
証	□ 4 その他()			
結	■ 1 改正の必要はない				
果 (2)条文の内容を改正する必	□ 2 さらなる検討が必要				
要はあるか	□ 3 改正が必要				
	□ 4 その他()			
検証結果が2~4の場合は、検証					
結果に基づく、具体的な内容や					
案・今後の課題・取り組むべき内					
容など					

条文		逐条解説			
(議会広報の充実)		【解説】			
第23条 議会は、議会の活動について、市民に対し、分かりやすく周知しなければならない。		議会がその活動について、市民に分かりやすく周知しなければならない義務とインターネ			
2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市		ットなどの多様な広報手段を活用し、市民が議会や市政に関心をもつように広報活動を行う			
民が議会と市政に関心をもつよう広報活動を行うものとする。		ことを定めています。			
取組状況や現状の課題等 市議会だより、ホームページ、CATV(本会議中継)、		インターネット(委員会中継、本会議録画配信)など多様なメディアを活用し、議会情報の			
WILL OUT OF THE STATE OF	発信を行っている。また、議会報告会を開催し、議員によ	り直接議会の活動を市民に伝えている。			
	市議会だよりの発行(年4回)				
	ホームページの公開(議会日程、会議録の公開など)				
 実績	本会議中継(CATV、ホームページ録画放送)				
夫順 	委員会中継(インターネット【平成27年度~】)				
	その他 (FM東広島、地域の回覧など)				
議案、委員会記録の公開(令和2年度予定)					
	■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む				
 (1)条文の運用は適切か	□ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必	要			
横	□ 3 適切に運用されておらず改善が必要				
証	□ 4 その他()			
結	■ 1 改正の必要はない				
果 (2) 条文の内容を改正する必	□ 2 さらなる検討が必要				
要はあるか	□ 3 改正が必要				
	□ 4 その他(
検証結果が2~4の場合は、検証					
結果に基づく、具体的な内容や					
案・今後の課題・取り組むべき内					
容など					

	条文	逐条解説	
(政治倫理)		【解説】	
第24条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応え		議員が、市民の信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならないことを	
るため、政治倫理の確立および向上に努めなければならない。		定めています。	
2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。			
取組状況や現状の課題等 - 政治倫理条例に基づき、政治倫理に違反していると疑わ		れる行為については、政治倫理審査会を開催している。	
No.	中 0.7年 水沙冷四字木入(大事)。 1.7 数 件)		
	成27年 政治倫理審査会(文書による警告)		
T 1	令和 2 年 政治倫理審査会(議員辞職勧告) 		
	1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む		
(1)条文の運用は適切か -	2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要	要	
横(竹条文の連用は適切が)	3 適切に運用されておらず改善が必要		
証	4 その他()	
結	1 改正の必要はない		
果 (2) 条文の内容を改正する必 □	2 さらなる検討が必要		
要はあるか	3 改正が必要		
	4 その他()	
検証結果が2~4の場合は、検証			
結果に基づく、具体的な内容や			
案・今後の課題・取り組むべき内			
容など			

	条文	逐条解説
改革の視点だけではなく、多様 2 議員の定数は、別に条例で定 3 議会は、前項の条例の改正を検 市民の意見の聴取および反映に	検討するに当たっては、公聴会制度、参考人制度等を活用し、 努めるものとする。 の条例の改正について議案を提出しようとするときは、改正	【解説】 議員の定数は、市政の現状や課題だけではなく、将来の予測や展望などを考慮するとともに、行財政改革といった財政的・効率的な視点だけで行うべきではなく、多様な市民の意見が十分に議会に反映できるものと規定し、その定数は別に条例で定めることとしています。 議員の定数を定める条例の改正の検討に当たっては、公聴会制度や参考人制度などを活用し市民の意見の聴取と反映に努めるとともに、議案を提出する場合には、明確な改正理由を示すことを定めたものです。
取組状況や現状の課題等 平成26年第1回定例会において、議員定数の削減を行 る議員研修などを行い、市民の意見の聴取や反映に努めた		っている。また、議案を提出するにあたっては、市民、議員へのアンケート調査、専門家によ。
実績 平成26年第1回定例会 議員定数32人→30人		
(1)条文の運用は適切か 検 証	■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必 □ 3 適切に運用されておらず改善が必要 □ 4 その他(
結 果 (2) 条文の内容を改正する必 要はあるか	■ 1 改正の必要はない□ 2 さらなる検討が必要□ 3 改正が必要□ 4 その他()
検証結果が2~4の場合は、検証 結果に基づく、具体的な内容や 案・今後の課題・取り組むべき内 容など		

	条文	逐条解説
表制の一翼である議会活動が保 2 議員報酬は、別に条例で定める 3 議会は、前項の条例の改正を検 市民の意見の聴取および反映に	る。 食討するに当たっては、公聴会制度、参考人制度等を活用し、 努めるものとする。 D条例の改正について議案を提出しようとするときは、改正	【解説】 議員報酬は、社会的経済情勢や市の財政状況を考慮するとともに、二元代表制の一翼である議会活動が保障されるものであると規定し、その議員報酬額は別に条例で定めることとしています。 条例改正の検討および改正案を提出するときの規定は、前条「議員定数」と同様に定めています。
取組状況や現状の課題等	平成21年度から議員報酬の改正は行っていない。	
実績	_	
(1)条文の運用は適切か 検 証 結	 ■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必 □ 3 適切に運用されておらず改善が必要 □ 4 その他(■ 1 改正の必要はない 	
果 (2) 条文の内容を改正する必要はあるか	□ 2 さらなる検討が必要□ 3 改正が必要□ 4 その他()
検証結果が2~4の場合は、検証 結果に基づく、具体的な内容や 案・今後の課題・取り組むべき内 容など		

	条文	逐条解説
(議会改革の継続) 第27条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価および改善を行うものとする。 2 議会は、公正で民主的かつ活発な議会活動を展開するとともに、市民に開かれた議会を実現するため、継続して議会の改革・活性化に取り組むものとする。 3 議会は、議員の一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例について理解を深めるための研修会を開催しなければならない。		【解説】 議会の改革・活性化には終わりはなく、不断の検証と市民の声や社会情勢の変化に応じ常に改善を図らなければならないため、継続した議会の改革・活性化を明記したものです。 さらに、議員の一般選挙後、速やかに全議員による研修会を開催し、「議会基本条例」の理解を深め、その履行に努めることを定めたものです。
取組状況や現状の課題等 議会運営委員会をはじめ各委員会等で、適宜、議会基本条例に基づく調 開催している。		例に基づく議会の改革・活性化に取り組んでいる。また、議員の一般選挙後、全議員研修会を
平成25年意見交換会の開催平成27年ペーパーレス会議の実施(タブレット端末の導平成28年議会報告会の開催平成29年常任委員会の同時開催平成30年会期の短縮令和元年決算審査結果を踏まえた新年度予算の議会提案		
(1)条文の運用は適切か 検 証	■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必 □ 3 適切に運用されておらず改善が必要 □ 4 その他(
結 果 (2) 条文の内容を改正する必 要はあるか	■ 1 改正の必要はない)
検証結果が2~4の場合は、検証 結果に基づく、具体的な内容や 案・今後の課題・取り組むべき内 容など		

条文			ź	条文	逐条解説	
(最高規範性)					【解説】	
第28条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例などを解釈し、			衰高規	範であり、議会に関する他の条例などを解釈し、	議会基本条例は、議会の役割や議会と議員の活動原則など、基本理念と基本的事項を定め	
または制定し、もしくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定め			たつ	ては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定め	ていることから、議会における最高規範とし、市議会に関する他の条例や規程等もこの条例	
7	る事項との整合を図らなければ?	ならな	:\		の趣旨を踏まえ整合を図る必要があることを定めたものです。	
Tri 4						
取組状況や現状の課題等						
実績						
		_				
	(1)条文の運用は適切か			適切に運用されており、これまでどおり取り組む		
				適切に運用されているが、さらなる取り組みが必	要	
検			3	適切に運用されておらず改善が必要		
証			4 .	その他()	
結			1	改正の必要はない		
果	(2) 条文の内容を改正する必		2	さらなる検討が必要		
	要はあるか		3 i	改正が必要		
			4	その他()	
検証	正結果が2~4の場合は、検証					
結身	果に基づく、具体的な内容や					
案	・今後の課題・取り組むべき内					
容力	など					

条文			条文	逐条解説	
(見直し手続き)				【解説】	
第29条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証および検討を行い、必要			はされているかどうかを検証および検討を行い、必要	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかの検証と検討を行い、その結果に基づ	
があると認める時は、適切な措置を講じるものとする。		じるものとする。	いて適切な措置を講じることを定めています。		
取約	且状況や現状の課題等	議会	基本条例の見直しを実施し、協議を継続している。		
実統	責	令和力	元年~ 議会基本条例の見直し		
	(1)条文の運用は適切か		1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む		
			2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必	要	
検	(1)未文少座用(よ過9)//-		3 適切に運用されておらず改善が必要		
証			4 その他()	
結			1 改正の必要はない		
果	(2) 条文の内容を改正する必		2 さらなる検討が必要		
	要はあるか		3 改正が必要		
			4 その他()	
検記	正結果が2~4の場合は、検証				
結身	果に基づく、具体的な内容や				
案	・今後の課題・取り組むべき内				
容力	など				